

加古川中流圏域河川整備計画 加西ブロック懇話会設置要綱

【名称】

第 1 条 本会は、「加古川中流圏域河川整備計画 加西ブロック懇話会」（以下「懇話会」という。）と称する。

【目的】

第 2 条 本会は、加古川中流圏域の兵庫県管理河川について河川法第 16 条の 2 に基づく河川整備計画を策定するにあたり、必要な事項について協議、検討し、北播磨県民局長に対して意見を述べることを目的とする。

【組織】

第 3 条 1) 懇話会は、別紙委員名簿に掲げる委員により組織する。
2) 委員は、北播磨県民局長から委嘱する。
3) 委員の任期は、平成 25 年 3 月末までとする。

【会長】

第 4 条 1) 懇話会には、委員の互選により会長を置く。
2) 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
3) 会長が不在となるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

【会議の運営】

第 5 条 1) 会長は、委員を招集する。
2) 会長は、議長となる。
3) 会長は、必要があると認めたときは、懇話会に委員以外の人の同席を求め、意見を聴くことができる。

【要綱の改正】

第 6 条 要綱の改正については、懇話会において討議の上、出席者の過半数の賛成をもって行う。

【事務局】

第 7 条 懇話会の事務局は、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所に置く。

【雑則】

第 8 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成 24 年 3 月 5 日に改訂する。

